

# 茨木市立郡小学校PTA 委員選出規則

## (目的)

第1条 茨木市立郡小学校PTA規約第19条ならび第34条により、下記の常任委員会ならびに指名委員会の委員長・副委員長・委員の選出について、この規則を定める。  
(地区委員会・家庭教育学級委員会・指名委員会)

## (方法)

- 第2条 委員選出はPTA執行部が中心となつて行う。
- 第3条 委員選出を効果的に行うため、「PTA委員選出アンケート」を実施できる。
- 第4条 委員経験は1世帯1回を基本とし、原則1世帯2回までとする。ただし立候補される方はこの限りではない。
- 第5条 委員選出の順番は、以下のとおりとする。
- 第1順. 立候補される方(上級生の保護者優先)
  - 第2順. 委員経験0回の方(上級生の保護者優先)
  - 第3順. 委員経験1回の方で、委員経験者
  - 第4順. 委員経験1回の方で、副委員長経験者
  - 第5順. 委員経験1回の方で、委員長経験者
  - 第6順. 委員経験1回の方で、役員経験者
- 第6条 1度役員ならびに委員長・副委員長を経験された保護者は、2回目以降の選出時には委員長・副委員長にならないよう配慮する。

## (除外)

- 第8条 委員を除外される者は、PTA委員選出アンケートを実施した時点で、来年度に以下の項目に該当する方に限る。なお、除外項目に該当されている方で、立候補される方はこの限りではない。
- ①過去に委員を2回経験されている方(平成24年度以降)
  - ②校区こども会育成連絡協議会(校こ連)会長
  - ③こども会会長
  - ④学童保育保護者会会長
  - ⑤未就学児がいる(現在、妊娠中の方も含む)
  - ⑥その他、執行部が除外と判断した方
- 第9条 第8条の除外項目②③④の副会長・書記・会計は、委員長・副委員長にならないよう配慮する。

(選出)

第10条 地区委員会

1. 本校の校区を次の8地区に区分する
  - ①郡三丁目北
  - ②郡三丁目南
  - ③郡四丁目・上郡
  - ④郡五丁目東
  - ⑤郡五丁目西
  - ⑥郡五丁目北
  - ⑦郡山二丁目北・下井
  - ⑧郡山二丁目南
2. 各地区が中心となって、委員を互選によって2名選出する
3. 委員長・副委員長各1名は、各地区から選出された委員の中から、互選によって選出する
4. 委員に欠員が発生した時点で、地区から補充する
5. 委員長もしくは副委員長に欠員が生じた場合、委員から選出する

第11条 家庭教育学級委員会

1. 委員長1名、副委員長2名を家庭教育学級生の中から互選によって選出する
2. 欠員が発生した時点で、家庭教育学級生の中から補充する

第12条 指名委員会

1. 6年生の保護者で小学校内にきょうだいがいない方から互選によって4名以上選出する
2. 委員長・副委員長各1名は、委員の中から互選によって選出する
3. 選出する際、第8条の除外項目①②③は適用されない
4. 会議の内容または選出に関するすべての秘密を守らなければならない
5. 過去に1度、指名委員を経験された方は選出を除外する。ただし、立候補される方はこの限りではない

第13条 教職員の委員選出については、委員数も含め学校長に一任する。

第14条 この規則は、運営委員会において出席者の2分の1以上の賛成により改定する事る。

附則

平成30年1月13日から実施する

平成30年5月19日一部改正

平成31年3月2日一部改正

令和2年1月11日一部改正

令和3年12月3日一部改正

令和4年3月5日一部改正